

シンポジウム：「大規模自然災害と宗教法の課題」

田 近 肇 (岡山大学)

嘉多山 宗 (創価大学)

片桐 直人 (近畿大学)

＜企画の趣旨及び概要＞

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、膨大な犠牲者・甚大な被害をもたらした。震災から時間が経過した現在もなお、被災者の生活再建・心のケア、被災地域の復旧・復興が課題とされている。この震災は、わが国の防災政策のあり方、さらには地域社会のあり方やエネルギー政策のあり方にも大きな課題を突きつけていているが、同時に、宗教法に対してもいくつもの課題を投げかけているということができる。

今回の災害に際して、宗教団体や宗教者も活発なボランティア活動を行ったことが知られている。他方で、犠牲者とりわけ身元不明の犠牲者の追悼の場面で、焼香や合同供養といった慰霊の営みに宗教者が関与することを、政教分離を理由に避けた地方公共団体の例が伝えられている。また、宗教者が、避難所や仮設住宅で生活する被災者の心のケアのために活動しようとして拒絶される例があったという。しかし、宗教は、犠牲者の追悼や被災者の精神的なケアにおいて重要な役割を果たしうるのであって、こうした対応が適切だったのかは、まさしく宗教法の課題であろう。

また、被災者の生活再建にとって、物質的な生活基盤のみならず、精神的な生活基盤の再建も求められる。そのためには、被災した神社・寺院・墓地などの再建も必要とされてくるはずである。また、宗教施設は、地域コミュニティの重要な基盤であった場合も少なくない。しかし、その再建に国や地方公共団体が関与しようとすると、政教分離原則に反することにならないかという問題がここでも横たわっているのである。

さらに、氏子・檀家でもある住民が遠く離れて避難している地域では、その地域の神社や寺院等は、実質的に活動をすることができず、宗教法人法上、「休眠法人」として法人格を失うおそれがある。施設が滅失し再建されない場合も同様である。こうした宗教法人をどう取り扱うのかという問題も今後、顕在化するであろう。

そこで、このシンポジウムでは、こうした今回の震災が投げかけている問題を取り上げる。このシンポジウムが被災地の精神的な生活基盤の再建に向けた一助となることを期待したい。

[スケジュール]

日程：2012年11月10日（土）

会場：京都大学吉田本部キャンパス（京都府京都市）法経本館2階法経10番教室

全体司会：嘉多山 宗（創価大学）

理事長挨拶

平野 武（10:00～10:05）

第1部 〈報告〉大規模自然災害と宗教法に与えられた課題（10:05～11:45）

①企画趣旨の説明と問題提起

片桐 直人（近畿大学）（10:05～10:15）

②東日本大震災による神社被災の現状と課題

小野 崇之（神社本庁）（10:15～10:45）

③被災地寺院の復興をめぐる現状と課題

玄侑 宗久（福聚寺住職）（10:45～11:15）

④諸宗教間連携を通して見えてきた現状と課題

川上 直哉（日本基督教団）（11:15～11:45）

<昼休み>（11:45～13:00）

<総会>（13:00～13:30）

第2部 〈報告〉大規模自然災害と宗教法の対応（13:30～15:30）

⑤宗教法と犠牲者の葬送・追悼・慰靈—被災者の心のケアも含めて—

百地 章（日本大学）（13:30～14:00）

⑥被災地の宗教的施設の再建支援と政教分離原則

津久井 進（弁護士）（14:00～14:30）

⑦被災した文化財の修理に対する補助

熊本 達哉（文化庁）（14:30～15:00）

⑧休眠宗教法人の問題

長谷川正浩（弁護士）（15:00～15:30）

<休憩>（15:30～16:00）

第3部 パネル・ディスカッション（16:00～17:00）

司会：嘉多山 宗

パネリスト：各報告者